

制 度 名	原子力防災活動資機材の維持管理等補助金	主管課名	原子力安全対策課 企画・防災 G		
		問合せ先	029-301-2922		
目的・趣旨	原子力防災活動資機材の維持管理等に係る費用の補助				
<p>〔対象団体〕 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域(東海第二発電所から約 30km の範囲)を含む 14 市町村</p> <p>〔対象事業〕 原子力防災活動資機材のうち、緊急時に防災業務に従事する者の安全を確保するための資機材(以下「資機材」という。)を適切に維持管理等するため、資機材の修繕及び処分等に係る費用を補助する。</p> <p>〔補助要件等〕 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域(東海第二発電所から約 30km の範囲)を含む市町村であること。</p> <p>〔対象経費〕 対象事業の実施に要する経費(ただし事務費、人件費は除く。)</p> <p>〔補助限度額等〕 知事が別に定める額 (配備する資機材の種類及び数量に応じて決定する。)</p> <p>〔経費負担割合〕</p>					
区 分		国	県	市町村	その他
交付対象市町村		10/10	—	—	—
〔3年度当初予算額〕 2,800 千円		〔3年度補助対象団体〕 東海村、日立市、ひたちなか市、那珂市、水戸市、常陸太田市、高萩市、笠間市、常陸大宮市、鉾田市、茨城町、大洗町、城里町、大子町			
〔備考〕					